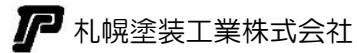


一般事業主行動計画



社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、女性が技術職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり計画を策定する。

1. 計画期間 令和年7月2月1日～令和12年1月31日までの5年間
2. 内容

目標1：毎年、自社の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

＜対策＞

- 各年2月～ 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年2月～ 問題点や改善点の有無について社内検討委員会で検討
(問題点があった場合) 社内検討委員会で改善のための取組を検討し、実施する

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。
窓口が設置されていることの周知を毎年行う。

＜対策＞

- 令和7年2月～ 相談員の研修
- 各年2月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：技術職員採用に向けた採用活動の実施を行う。
一般職等から総合職等へ職務範囲の拡大を目指し、研修を行う。
女性の技術職員が現在0名のため、1名増加を目指す。

＜対策＞

- 令和7年2月～ 社内の研修を行い、技術職に必要な資格取得を目指す。
- 令和7年2月～ 積極的な採用活動を行う。